

福岡県公報

平成二十年十二月一日
第二千九百三号
増刊
①

目次

告示 示(第千九百五十八号)

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課)

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

職員団体の登録の手續等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課)

告示 示

福岡県告示第千九百五十八号

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱(平成九年十月福岡県告示第千六百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

様式第四号中「瀬井益兼勘證印冊」を「井上益兼勘證印冊」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第二十一条第一項中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」を「公益的

法人等への福岡県職員のパ遣等に関する条例」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員のパ遣に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県職員のパ遣に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員のパ遣に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「公益法人等への福岡県職員のパ遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十二条の四の二中「公益法人等への一般職の地方公務員のパ遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員のパ遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十二条の二十二の六中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。
第十二条の二十二の七第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十二条の三十一第一項中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同条第二項第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第七号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第十五条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

様式第五号の一号紙の「裏面」の記入上の注意の7中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員のパ任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十一号

福岡県の職員のパ任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員のパ任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「公益法人等への福岡県職員のパ遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する条例」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員団体の登録の手続等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十二号

職員団体の登録の手続等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録の手続等に関する規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「法第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第三条第一項」に改める。

様式第一号付表一及び付表二中「おみび」を「あび」に改め、同様式付表四及び付表

五中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様名第三号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様名第三号中「および」を「及び」に改める。

様名第四号中「ならびに」を「並びに」に、「行なった」を「行った」に改める。

様名第五号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項」に改める。

様名第六号中「人委発」を「昭」に、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項」に改める。

様名第七号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項」に、「および」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十三号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第六号中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）」に改める。

第二十三号第四号中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」に改

める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十四号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十五号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項第二号中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」に改め、同条第三項中「公益法

人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十六号

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則

第一条中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第六条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別表第一区分の欄中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十七号

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号二中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第三十四項中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月、三五〇円（税込・郵便料別）